

令和6年度 全社協補償制度改定のお知らせ（令和6年4月実施）

(福)全国社会福祉協議会
損害保険ジャパン(株)
(株)福祉保険サービス

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、各補償制度を改定します。

1. ボランティア保険関係

ボランティア活動保険

■従来の加入プランから「特定感染症重点プラン」を削除して2つのプランとします。

【令和6年度加入プラン】

		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償 ^(※)		
地震・噴火・津波による死傷	×	○		
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
	年間保険料	350円	500円	

※特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

福祉サービス総合補償

■「福祉サービス総合補償」オプション「感染症の補償」の補償対象から新型コロナウイルス感染症を除外し、下記のとおり改定します。

●対象となる感染症

肺炎、新型コロナウイルス感染症、肝炎(A型、B型、C型およびE型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジタ症、白癬生、ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、紅色陰癬など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ(急性灰白髄炎)、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎる。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかぎる。)、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、腸管出血性大腸菌感染症

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

保険料・保険金額・補償内容ともに改定はありません。